

青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 弘前市案内所及び休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ弘前市観光・おもてなし基本計画に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内所及び憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置運営について、必要な事項を定めるものとする。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、JR弘前駅等に設置する。

(2) 会場内案内所及び休憩所

競技団体等と協議の上、各競技会場に設置する。

4 設置期間

(1) 総合案内所

関係機関等と協議の上、定める。

(2) 会場内案内所及び休憩所

原則として各競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

(1) 総合案内所

午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 会場内案内所及び休憩所

競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。

(3) 上記(1)及び(2)について、関係機関・団体等と協議の上、必要に応じて変更することができる。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 総合案内所の管理運営に関する事。
- イ 配布物等の管理に関する事。
- ウ 競技日程、交通アクセス及び観光案内に関する事。
- エ 特産品等の紹介案内に関する事。
- オ その他、各種案内に関する事。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の案内及び資料等の配布に関する事。
- イ 競技の案内に関する事。
- ウ 交通、宿舎及び観光・物産等の案内に関する事。
- エ 迷子の受付に関する事。
- オ その他、各種案内に関する事。

(3) 休憩所

- ア 必要に応じて行う大会参加者等への飲食物の提供に関する事。
- イ その他休憩所の運営に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所及び休憩所の設置運営に関して必要な事項は事務局長が別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所及び休憩所については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 青の煌めきあおもり障スポにける案内所及び休憩所については、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。